

## 令和4年琴浦町訓令第28号

### 琴浦町令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 利子補給金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱(平成24年3月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知)第3条の規定に基づき指定された「令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安」(令和4年4月25日付第202200026611号鳥取県商工労働部長通知)に係る融資を受ける者が、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、借り入れた資金(以下「借入金」という。)のうち、新規借入金(既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。以下「対象融資」という。)に係る利子負担に対し支援することにより、その経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人、個人又は組合等で、対象融資を受けた者(以下「借入事業者」という。)であり、金融機関に利子を納付した者
- (2) 町に納税等の義務があり、かつ、その町税等を納期限までに完納している者(法人にあつては代表者を含む。)

(利子補給金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、借入事業者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

2 利子補給金の額は、借入事業者が各年1月1日から12月31日までに金融機

関に納付した利子額(借入金に対する利子に、借入金に占める新規借入金の割合を乗じて得た額とし、延滞に係るものを除く。)とする。

- 3 利子補給金の交付対象期間は、利子発生月から36箇月以内とする。ただし、利子補給最終月において、休日等により支払日が翌月になる場合には、翌月1回に限り利子を補給できるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 利子補給金の交付申請及び実績報告をする借入事業者は、琴浦町令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 融資申込書の写し(初回の申請時のみ)
- (2) 融資利子払込証明書(様式第2号)
- (3) 事業計画(報告)書(様式第3号)

- 2 この補助事業等は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第2号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

- 2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(交付決定及び交付額確定)

第7条 町長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、琴浦町令和4年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業利子補給金交付決定及び交付額確定通知書(様式第4号)により、借入事業者に通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第8条 町長は、借入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消し、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は令和4年6月17日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和4年4月25日以降の新規借入金に係る利子補給から適用し、同日前の新規借入金にかかる利子負担については、なお従前の例による。

